

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## 給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

#### 確認書が届きます（要返送）

※確認書ではなく、住民税の申告と右記による申請が必要な場合があります。

令和3年12月10日時点で住民登録のある世帯へ確認書を郵送しています。(簡易書留)受け取りましたら必ず中身をご覧ください。  
※確認書返送には期限があります。

詳しくは裏面「I」へ

#### 申請が必要です

申請期間：令和4年1月17日（月）  
～令和4年9月30日（金）

申請時点で清里町に住所がある場合、次の場所で申請を受け付けています。  
【申請書配布・受付先】清里町役場町民課、  
札幌センター、緑センター

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方**について令和3年1月1日の住所地において基準を設けています。

- 対象となる世帯には、清里町から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 中身を確認して、返信用封筒で**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)及び**確認書**ではなく、申請の必要な住民税非課税世帯

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類を添えて役場町民課、札弦センター、緑センターのいずれかへご提出ください。

申請受付は郵送でもお受け致します。郵送の場合は清里町役場町民課までお送りください。（〒099-4492 清里町羽衣町13番地）

- 申請書は役場町民課、札弦センター、緑センターに備え付けのほか、清里町のホームページからもダウンロードできます。【<https://www.town.kiyosato.hokkaido.jp>】

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、**不正受給（詐欺罪）**に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター



**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

清里町役場 町民課

(支給手続きや支給時期など)

町民生活グループ **0152-25-2157**

(家計急変世帯の申請方法など)

税務・収納グループ **0152-25-2136**

受付時間 平日9:00~17:00